

〔記入例〕

第1号の3様式（第6条関係）

（表）

印字または消えないボールペンで記入してください。
 ×の箇所は記入しないでください。
 A3用紙で印刷してください。

×年×月×日

杉並区長 宛

建築の際の申請者は建築確認の申請者と同一にしてください。連名で建築確認申請する場合は、その中の代表者1名で申請できます。法人の場合は法人名および代表者名を記入してください。

申請者 住所 杉並区阿佐谷南1-15-1
フリガナ スギナミ タロウ
 氏名 杉並 太郎
 電話 03(3312)〇〇〇〇

法人の場合は法人名と代表者名、担当者名を記入してください。

代理人 住所 杉並区成田東3-17-30
 氏名 株式会社すぎなみ設計 代表者 成田 花子
 電話 03(0000)〇〇〇〇
 E-mail xxxxxx@suginami.jp
 担当者名 成田

狭あい道路拡幅整備事前協議書

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第6条の規定により、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第3条（第1項・第2項）の事前協議を申請します。

必ず、申請者及び土地所有者全員の承諾を得た上で申請し、□に✓を入れてください。

以下の協議内容については、申請者及び土地所有者全員の承諾を得た上で申請してください。相違ない場合は、以下の□にチェックを入れてください。

本協議内容については、申請者及び申請地の土地所有者全員の承諾を得ています。

添付書類 1 案内図（2部） 2 現況平面図（縮尺1：100）（2部）
 3 登記事項証明書（土地）及び公図の写し（各1部）
※インターネットで取得したもので可
 3ヶ月以内のものをご提出ください。

申請地の地番を全て記入してください。

協議に係る土地（申請地）の所在地
 （地番） 杉並区阿佐谷南1丁目 716番 〇、〇
 （住居表示） 杉並区阿佐谷南1丁目 15番 1号

申請地の土地所有者
 住所 土地所有者全員の住所、氏名、電話番号を記載してください。
 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区阿佐谷南1-15-1
 杉並 太郎 杉並 花子
 氏名
 電話 03-3312-〇〇〇〇 03-3312-〇〇〇〇

（裏）

以下の該当する□にチェックを入れてください

上記に該当しない、通路、水路、都道等が敷地に接している場合、その他に✓を入れて記入してください。

前面道路の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 2項道路 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 42条1項1号 ）	<input checked="" type="checkbox"/> 特別区道・区有通路 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他（ ）
中心線・後退用地	別添現況平面図のとおり ・確認申請等及び建築計画概要書の配置図には、現況平面図のとおり現況道路幅員や後退寸法を記入します。 ・後退用地には、通行の支障となるものを設置しません。	
整備方法	<input checked="" type="checkbox"/> 区整備または自主整備のどちらかにチェックを入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 区整備を希望（以下(1)～(4)について承諾します。） (1)後退用地内にある支障物（工作物、埋設物、土地境界標示物等）は、区の整備工事前に申請者側で撤去します。 (2)舗装及びL形側溝移設等の工事は、既存の道路と同等の施工内容となることに同意します。 (3)拡幅整備に伴う電柱の後退移設は、設置者との協議に応じます。 (4)私道の場合、拡幅整備後の後退用地等は、所有者が管理します。 <input type="checkbox"/> 自主整備（別添自主整備計画書のとおり）	
協議事項	<input checked="" type="checkbox"/> あり（ 1 か所） *区道と区道の隅切りについて以下にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 隅切り用地を建築敷地面積に算入する。（自己管理） <input type="checkbox"/> 隅切り用地を建築敷地面積に算入しない。（道路区域に編入し区管理） <input type="checkbox"/> なし	自主整備の場合は、自主整備計画書を提出してください。 隅切りの有無にチェックを入れてください。隅切りがある場合にはその数を記載してください。区道と区道の隅切りがある場合、希望する管理方法に✓を入れてください。
特記事項		

※登記事項証明書に記載の土地所有者の住所・氏名に相違がある場合、現在の土地所有者の住所・氏名につながる書類（売買契約書の写しや住民票等）も必要となります。